

『名瀬中松葉会』規約

- 第1条 本会は、『名瀬中松葉会』と称し、事務局を名瀬中学校に置く。
- 第2条 本会は、名瀬中学校の卒業生の保護者、教職員の親睦を図り、併せて名瀬中学校教育の活動を支援し、延いては校区域教育の振興発展にも寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 親睦のための諸活動
(2) 名瀬中学校への援助活動
(3) その他本会の目的を達成するために必要なこと
- 第4条 本会は、原則として平成年度卒業生の保護者及び教職員(転退者を含む)で本会の目的に賛同する有志をもって組織する。
- 第5条 会費
(1) 保護者は卒業時に、教職員(転退者を含む)は入会希望時に、入会金・会費を払い込んで会員の資格を得る。
(2) 卒業時を経過した保護者については、入会希望時に、入会金・会費を払い込んで会員の資格を得る。
(3) 入会金は、1,000円とし、会費は5年間1,000円を徴収する。
- 第6条 本会に次の役員を置く。
(1) 役員
会長 1名
副会長 2名
書記 2名(内1名は学校教職員があたる)
会計 2名(内1名は副校長があたる)
事務局長 1名(学校長があたる)
(2) 幹事 若干名
(3) 会計監査 2名
(4) 顧問 若干名
(平成年度歴代PTA会長、並びに校長・副校長)
- 第7条 会長は、PTA会長・副会長経験者の互選とし、その他の役員等は総会の承認を得て会長が委嘱する。役員等の任期は2年とするが再任を妨げない。
- 第8条 本会は、次の会合を開く。
(1) 定期総会・臨時総会
* 定期総会は年1回開催し、役員等の承認、活動報告、会計報告等を行う。
* 臨時総会は、役員会が必要と認めた時に開く事ができる。
(2) 役員会・幹事会 必要により開催する。
- 第9条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。
- 第10条 本会に名誉会長及び若干名の相談役を置く事が出来る。
- 第12条 本規約は、平成5年11月19日から施行する。
- 附 則 本規約は、総会の承認を得て改定することができる。
改定 平成5年6月14日 第5条(3)
平成12年6月9日 第11条削除
平成18年6月9日 第10条